

■議案第31号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「社会福祉法人明成会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町仕出原496番地1 四万十町デイサービスセンター緑林荘
指定管理者	四万十町仁井田字倉木462番地 社会福祉法人明成会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町デイサービスセンター緑林荘は、在宅の要援護高齢者等に対し、通所の方法で各種サービスを提供することにより、当該高齢者等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的に設置した施設であり、平成18年4月1日から現在まで、「社会福祉法人明成会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

これまでの指定期間中においては、施設の設置目的を理解し、諸法令を遵守しながら安定的な管理運営が実施されており、また、社会福祉法人として、利用者及びその家族との間で良好な信頼関係を構築していると判断できるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。